

お知らせ

平成 23 年 7 月 1 日

建設コンサルタント登録規程・地質調査業者登録規程に  
暴力団排除規定を追加しました。

- ※ 登録の申請、登録の更新申請、役員・支配人の新任に係る変更の届出を提出される建設コンサルタント・地質調査業者の方は、規程第 6 条第 1 項第 5 号、第 6 号又は第 10 号に該当する事由の有無の審査のため、役員等一覧表（規程別記様式第 7 号別表）に記載の個人情報警察当局に提供されることに同意の上、書類を提出してください。

（参 考）

- 建設コンサルタント登録規程（抄）（地質調査業者登録規程も同様）

（登録をしない場合）

第 6 条 国土交通大臣は、第 4 条の規程による登録の申請があった場合において、登録を受けようとする者が次の各号のいずれか（登録の更新を受けようとする者にあつては、第 1 号又は第 3 号から第 10 号までのいずれか）に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

一～四 （略）

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

六 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるとに足りる相当の理由がある者  
七～九 （略）

十 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- 建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用の方針（抄）（地質調査業者登録規程の解釈及び運用の方針も同様）

5. 登録をしない場合関係（規程第 6 条関係）

（1）規程第 6 条第 1 項第 6 号の「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるとに足りる相当の理由がある者」とは、その者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想される者をいい、具体的には、次のような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものとして取り扱う。

① （略）

② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用している者

③ 暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

④ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑤ 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

（2）規程第 6 条第 1 項第 10 号の「暴力団員等がその事業活動を支配する者」とは、暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている者などをいい、その他にも例えば、融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものも含む。

（3）規程第 6 条第 1 項第 5 号、第 6 号又は第 10 号に該当する事由の有無については、警察当局の意見を聴くものとする。

（4） （略）